

第 18 回アジア競技大会（2018/ジャカルタ・パレンバン）

総合馬術競技 代表人馬選考基準

<大会期日 : 2018 年 8 月 18 日～9 月 2 日>

(2018.3.15 改訂)

標記大会の代表人馬の選考にあたっては、総合馬術本部が推薦し、オリンピック対策会議で審議を経て、理事会の承認をもって決定する。

1. 選考内容

- ◆ アジア大会に参加する意思のある者を公募し、代表 4 人馬と補欠 1 人馬を選考する。
- ◆ 出国検疫に入る直前に当連盟が指定する獣医師による馬の検査を実施する。
診断の結果によっては、補欠人馬との入れ替えを行なう場合がある。
- ◆ 代表馬が出国検疫に入った時点で補欠としての資格は消滅する。
- ◆ 2017 年から選手ロングリストを作成し、2018 年 4 月・5 月の選考対象の競技会成績により代表人馬を決定する。

2. ロングリストの作成

- (1) 以下に記す認定成績を最低 2 回満たした人馬からロングリストを編成する。
- (2) 2017 年 3 月から 2018 年 3 月末までの国内外で開催される CCI ツースター/ワンスター、CIC ツースター/ワンスターが対象。
- (3) 認定成績基準（以下の①②③をすべて満たすこと）：

①馬場馬術競技	減点 60 以内 減点 45 以内
②クロスカントリー競技	障害減点 0 / 規定タイム超過 45 秒以内
③障害馬術競技	減点 8 以内

(※但し、2017 年 12 月 31 日までにその時点の基準を満たした認定成績は有効)

3. 選考方法

- (1) 2017 年 12 月 27 日までに参加意思表示（選手のみ）を受け付ける。
- (2) 参加意思表示をし、かつロングリストの条件を満たした人馬のうち、2018 年 4 月 2 日までに人馬のコンビで申請した人馬より選考する。
- (3) 国外の大会の選考対象期間は 2018 年 4 月 1 日から 5 月末までの大会とし、出場予定の選手は 2018 年 3 月末までに 2 つの大会の出場計画を提出する。大会は CCI あるいは CIC を 2 回とする。変更が生じた場合は、すみやかに理由を明記して提出する。
- (4) 国内の大会については、選考対象となる大会を当連盟が 2 つ指定する。ただし、諸事情により日程等が変更する場合がある。
- (5) 以下の選考基準により代表人馬選考をする。

【選考基準】

2 つの大会の総減点平均が ~~45~~ 以内 30 以内

※上記人馬が 5 人馬以上となった場合、監督が判断して決定。

※上記人馬が 4 人馬未満の場合、4 人馬を満たすまで 2 大会の総減点の少ない人馬より選考する。

4. 参加意思表示・申込み

- (1) 参加意思表示 **2017 年 12 月 27 日（水）** 締切 **選手のみ**
同時に候補者台帳および必要書類の提出が必要（詳細別途通知）

- (2) 申込み 2018年4月2日(月) 締切 選手・馬匹名
(3) 申込み先 〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館内
公益社団法人 日本馬術連盟 AG/総合係
FAX: 03-3297-5617

5. 申込条件

- (1) 選手は、ナショナルチームあるいはプログレスチームのメンバーであること。
- (2) 選手は、当連盟会員で騎乗者資格A級取得者であること。
- (3) 馬匹は、当連盟の乗馬登録が申込期日までに完了していること。

6. インドネシア・ジャカルタ(以下「開催地」という)への輸送および輸出入検疫

- (1) 輸出検疫所に入厩できる馬は代表馬のみとし、補欠馬は開催地への輸出検疫の対象としない。
なお、代表選手の予備馬の検疫所への入所については、すべての経費および責任を選手が負担する場合に限り認める。ただし、予備馬は開催地への輸送は行わない。
- (2) 輸出検疫に関わる施設及び検査経費は当連盟が負担する。
- (3) 指定の集合場所から開催地往復の馬輸送費用は当連盟の負担とするが、各選手の活動拠点の厩舎から集合場所までは各選手の経費負担及び責任において行うものとする。なお大会後、馬匹は出発地に戻るものとする。
- (4) 選手および馬管理者1名の活動拠点と開催地間の旅費および開催地での滞在経費(対象競技期間中)は連盟が負担する。
- (5) 上記以外の諸経費は選手の負担とする。
- (6) 検疫所への入厩前に、獣医師による健康検査等を実施する場合がある。

7. その他

- (1) 国内で開催する指定競技会では、競技期間中に馬のインスペクションを実施する。
また、競技終了後に候補馬を対象としたドーピング検査を実施する。
- (2) 当連盟が必要と判断した場合は、代表となった馬の獣医検査およびドーピング検査を実施する。
なお、診断の結果によっては補欠人馬との入れ替えを行なう場合がある。
- (3) ドーピング検査の結果、陽性となった馬匹については、いかなる場合でも代表としない。
- (4) アジア競技大会組織委員会の実施要項発表後、実施要項に合わせて選考する代表人馬数を増減する事がある。
- (5) アジア競技大会にて団体種目及び個人種目への出場人馬を先に宣言する必要がある場合、監督がその出場人馬を決定する。
- (6) 「JEF ナショナルチームの行動方針」に反する行為があった場合は、選考の対象から外しチームメンバーの認定を取り消す。